

日医発第 2107 号 (医経)
令和 6 年 2 月 28 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた方への
所得税の税制上の措置について (情報提供)

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

今般、「令和 6 年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律」(以下「能登税特法」)が公布・施行され、国税庁より、別添のとおり、能登税特法や既存の税制において、能登半島地震により被災された方に適用される所得税の税制上の措置に関する情報が公表されました。

なお、能登税特法の施行により、所得税に関し、以下の特例が適用できることとなりました。

① 雑損控除の特例

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 5 年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができます。

② 災害減免法の特例

今般の災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、雑損控除との選択により、令和 5 年分の所得税について、災害減免法(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律)による軽減免除の適用を受けることができます。

③ 被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

今般の災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を令和 5 年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、必要に応じ貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【別添資料】

- ・ **所 01** 令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた方へ

(所得税及び復興特別所得税関係) (令和 6 年 2 月 22 日 国税庁)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/pdf/0024002-120_01.pdf

- **所 02** 令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた方へ
(個人事業者の所得税、消費税関係) (令和 6 年 2 月 22 日 国税庁)
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/ното/pdf/0024002-120_02.pdf

- **所 03** 令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた方へ
(雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」)
(令和 6 年 2 月 22 日 国税庁)
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/ното/pdf/0024002-120_03.pdf

- **所 04** 令和 5 年の所得税等の還付に関する判定表 (令和 6 年 2 月 22 日 国税庁)
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/ното/pdf/0024002-120_04.pdf

- **所 05** 令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた方へ
(譲渡所得税関係) (令和 6 年 2 月 22 日 国税庁)
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/ното/pdf/0024002-120_05.pdf

上記の資料を含め、令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆様が利用可能な税制措置・手続きに関する資料は、
国税庁HP「令和 6 年能登半島地震に関するお知らせ」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/ното/index.htm#a0024002-120>)
に掲載されております。

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
令和6年能登半島地震災害（以下「能登半島地震」といいます。）により被災された方については、所得税に関し、能登税特法に基づく特例を含め、次の税制上の措置があります。

このほか能登半島地震により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた方については、『令和6年能登半島地震により被害を受けられた個人事業者の方へ』[所02](#)をご参照ください。

(注) 「令和6年能登半島地震災害」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます。

	税制上の措置	概要	ページ
1	申告・納付等の期限延長	申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。	1ページをご参照ください。
2	所得税等の軽減又は免除	住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税等の軽減又は免除を受けることができます。	2ページをご参照ください。
3	源泉所得税等の徴収猶予・還付	上記2に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けることができます。	3ページをご参照ください。
4	住宅借入金等特別控除等の特例	居住の用に供することができなくなった住宅用家屋についても、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	4ページをご参照ください。
5	財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税	一定の被害を受けたことなどにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。	
6	予定納税額の減額	所轄税務署から予定納税額を通知された方は、予定納税額の減額を申請することができます。	
7	納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。	5ページをご参照ください。

【所得税以外の税制上の措置】

自動車が廃車となった場合の自動車重量税の還付	『令和6年能登半島地震により自動車に被害を受けられた方へ(自動車重量税関係)』をご参照ください。
被害を受けた方が作成する「消費貸借契約書」(金銭借用証書)、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税の非課税	『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について』をご参照ください。

1. 申告・納付等の期限延長

能登半島地震により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。
これには、地域指定による延長と個別の申請による延長があります。

① 地域指定による延長

石川県、富山県に納税地を有する方は、令和6年1月1日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています(お手続きは必要ありません)。

なお、延長後の期限は、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

(注) 令和6年分の所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。

② 個別の申請による延長

上記①以外の地域に納税地を有する方についても、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、災害がやんだ日^(注)から2か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。

(注) 「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

個別の申請による延長を受ける場合も、状況が落ち着き次第、税務署等にご相談ください。

2. 所得税等の軽減又は免除

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

なお、能登半島地震により被害を受けた方については、令和5年分又は令和6年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産（注1）	住宅又は家財の損失額（注2）が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算又は所得税等の軽減額	<p>控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。</p> <p>① $\text{損失額（注2）} - \text{所得金額の10分の1}$</p> <p>② $\text{損失額（注2）のうち災害関連支出の金額（注3）} - 5\text{万円}$</p>	<p>軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税等の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税等の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税等の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。 災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります（注4）。 災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から3年以内に支出したものが対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。 								

- (注) 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。
 なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
- 2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。
- 3 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。
- 4 e-Taxを利用して確定申告書を提出する場合において、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（原則として法定申告期限から5年間、その入力内容の確認のため、税務署等からこれらの書類の提出又は提示を求める場合があります。）。

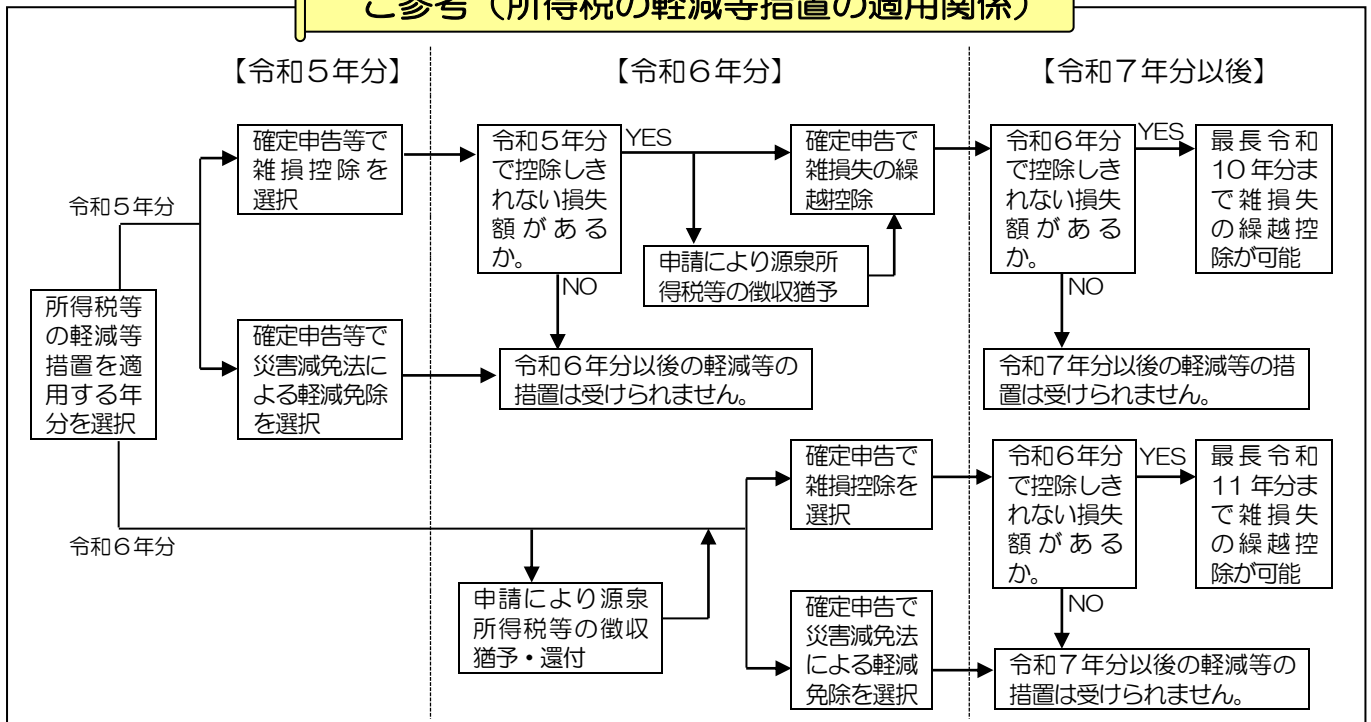
雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」）』[所03](#)をご参照ください。

お手続きの方法

所得税等を軽減 免除する年分	令和5年分の 確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
令和5年分	確定申告を 済ませて いない	令和5年分の 確定申告	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市区町村から交付された「り災証明書」 ⑤令和5年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書等)
	確定申告を 済ませ ている	令和5年分の 更正の請求 (注1)	上記①から④までの書類のほか、 令和5年分の確定申告書の控え(e-Taxメッセージボックスの受 信通知からダウンロードしたPDFファイル等)
令和6年分	令和6年分の確定申告		上記①から④までの書類のほか、 令和6年分の所得金額や所得控除額の分かる書類(源泉徴収票や 社会保険料控除証明書等)

- (注) 1 令和5年分の確定申告を済ませている方であっても、申告期限内であれば、追加のお手続きなく改めて申告書の提出が可能です。
 2 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
 3 『令和5年分の所得税等の還付に関する判定表』[所04](#)をご参照ください。
 4 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

ご参考(所得税の軽減等措置の適用関係)



3. 源泉所得税等の徴収猶予・還付

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除(2ページの「2. 所得税等の軽減又は免除」をご参照ください。)の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が50%以上であり令和6年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、令和6年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、**源泉所得税等の徴収猶予**や既に徴収された**源泉所得税等の還付**を受けることができます。

ただし、能登半島地震による損害につき、令和5年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は令和5年分の災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税等の徴収猶予や還付は受けられません。

(注) 源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

4. 住宅借入金等特別控除等の特例

1 適用期間の特例

能登半島地震によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

適用期間の特例を受けるためのお手続きは、通常の確定申告又は年末調整と同じです。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける^(注)など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

(注) 以下「2 重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

2 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市区町村^(注)の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除又は認定住宅等新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋及び新たに再取得等をした住宅用家屋について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・ 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

(注) 石川県内全域、富山県内全域、新潟県新潟市が対象となります。（令和6年2月2日現在）

5. 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税

能登半島地震で一定の被害を受けたことなどにより、勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、払出しの際、税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出することで、これらの貯蓄の利子等については課税されません。

6. 予定納税額の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、能登半島地震により住宅や家財などに損害を受け、令和6年6月30日時点の所得税額と税額を見積もり、申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「**予定納税額の減額申請書**」を所轄税務署に提出してください。

なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります（1ページの「1. 申告・納付等の期限延長」をご参照ください。）。

～ 見舞金等を受け取られた場合について ～

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

7. 納税の猶予

能登半島地震により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について納税の猶予を受けることができます。

1 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内

(注) 1 災害がやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。

2 この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、以下2の猶予を受けることができます。

2 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することが困難と認められる国税	原則として1年以内

(注) 1 上記猶予期間中に納付することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、さらに原則として1年以内の期間に限り、申請により猶予期間の延長を受けることができます。

2 上記のほか、国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等の一定の事由がある場合には、原則として1年以内の期間に限り換価の猶予を受けることができます。

お手続きのサポートのご案内

☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお気軽にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

なお、状況が落ち着き次第、お手続きに必要な書類等を準備の上、ご相談いただくとスムーズですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、ご相談に当たっては、国税庁ホームページの各税務署の所在地や開庁時間、相談の申込方法などをあらかじめご確認くださいませようをお願いいたします。

税務署の情報は
こちらで
ご確認ください



☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

令和6年能登半島地震により被害を受けられた個人事業者の方へ (個人事業者の所得税、消費税関係)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震災害（以下「能登半島地震」といいます。）により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方については、次のような税制上の措置があります。

(注) 「令和6年能登半島地震災害」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます。

所得税関係

1. 被災事業用資産の損失に係る取扱い

令和6年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について能登半島地震により生じた損失（以下「事業用資産の災害損失」といいます。）については、選択により、その損失額を令和5年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合において、令和4年分から青色申告をしている方は、令和5年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の災害損失も含めて、令和4年分の所得に繰り戻して所得税等の還付請求をすることができます。

2. 純損失の繰越控除

事業用資産の災害損失を有する方に生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5年間繰り越すことができます。

- ① 保有する事業用資産等に占める事業用資産の災害損失額の割合が10分の1以上である方
 - イ 青色申告の場合
 - ・ 令和6年分の純損失の金額
 - ・ 令和6年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額
 - ロ 白色申告の場合
 - ・ 令和6年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額
 - ・ 令和6年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額
- ② 上記①以外の方
事業用資産の災害損失による純損失の金額

3. 被災代替資産等の特別償却

令和6年1月1日から令和11年1月1日までの間に、

- ① 能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物、構築物、機械装置に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合
- ② 建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得の時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます。

(注) 被災区域とは、能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域をいいます（次の4においても同じです。）。

4. 予定納税の減額申請

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、能登半島地震により事業用資産や山林に損害を受けた場合などで、令和6年6月30日時点の所得税額と税額を見積もり、申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「**予定納税額の減額申請書**」を所轄税務署に提出してください。

個人事業者の消費税関係

1. 消費税課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

指定日までに消費税課税事業者選択（不適用）届出書又は消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書を提出した場合には、本来の提出時期（適用を受けようとする課税期間の初日の前日）までに提出されたものとみなして、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、その適用を受けること（又はやめること）ができます。

（注） 指定日については、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

2. インボイス発行事業者の登録の取消しについて

被災事業者であるインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限ります。）が、国税庁長官が指定する日までに所轄税務署長へ「登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することにより、その提出日の翌日からその登録を取り消すことができます。

この場合、原則としてその提出日の属する課税期間は免税事業者となります。

（注） 登録の取消しを受けるまでの間の取引について交付するインボイス等は有効なものとなります。

詳しくは、[『消費税の届出等に関する特例等について』\(リーフレット\)](#)をご参照ください。

☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお気軽にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

なお、状況が落ち着き次第、お手続きに必要な書類等を準備の上、ご相談いただくとスムーズですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、ご相談に当たっては、国税庁ホームページの各税務署の所在地や開庁時間、相談の申込方法などをあらかじめご確認ください。

税務署の情報はこちら
でご確認ください



☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、令和6年能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続きに使用する様式などを掲載しています。

また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

※ このリーフレットのほか、『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』[所01](#)もご参照ください。

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ

(雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

雑損控除の適用において、令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

1. 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額 (注1、2)} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費 (注3)}) \times \text{被害割合 (注4)}$$

(注) 1 保険金、共済金、損害賠償金などで補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます(以下同じです。)

2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用(修繕費)が含まれます(以下同じです。)

3 減価償却費の計算は、次のとおりです(以下同じです。)

$$\text{減価償却費} = \text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数 (※)}$$

(※1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)

償却率は裏面の参考「住宅・自動車の償却率(旧定額法)」をご覧ください。

4 被害割合については、被害状況に応じて、裏面の別表3「被害割合表」により求めた被害割合とします(以下同じです。)

② 取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

(注) 令和5年分の1㎡当たりの工事費用は、裏面の別表1「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり、単位：千円)」をご覧ください。なお、令和6年分用が公開されるまでの間、令和5年分用を用いて計算して差し支えありません。

2. 家財に対する損失額の計算(生活に通常必要な動産で、車両を除きます。)

① 取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

(注) 家族構成別家庭用財産評価額は、裏面の別表2「家族構成別家財評価額」をご覧ください。

3. 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することとなります。

別表1 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注1）	177	265	278	272
石川	189	291	326	290
富山	190	265	332	272
福井	187	385	368	276
新潟	193	265	278	354

- （注）1. 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。
 2. その他の都道府県については、『災害により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』をご参照ください。
 3. 令和6年分用については、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫	婦	独身
歳	万円		万円
～ 29	500		300
30 ～ 39	800		
40 ～ 49	1,100		
50 ～	1,150		

（注）大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

別表3 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要	
			住宅	家財		
損	全壊・流出・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。	
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100		住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合をいいます。
	半壊		50	50		住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
壊	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。	
	浸	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。
二階建以上			55 (40)	85 (70)		
床上 1m以上 1.5m未満		平屋	75 (60)	100 (100)		
		二階建以上	50 (35)	85 (70)		
水	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)		
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)		
		二階建以上	35 (20)	40 (25)		
床下		15 (0)	-			

（注）車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考 住宅の償却率（旧定額法）

建物の構造	耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造	57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚 4mm超	51年 0.020
	骨格材の肉厚 3mm超 4mm以下	40年 0.025
	骨格材の肉厚 3mm以下	28年 0.036
木造又は合成樹脂造	33年	0.031
木骨モルタル造	30年	0.034

- （注）1. 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
 2. 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

自動車の償却率（旧定額法）

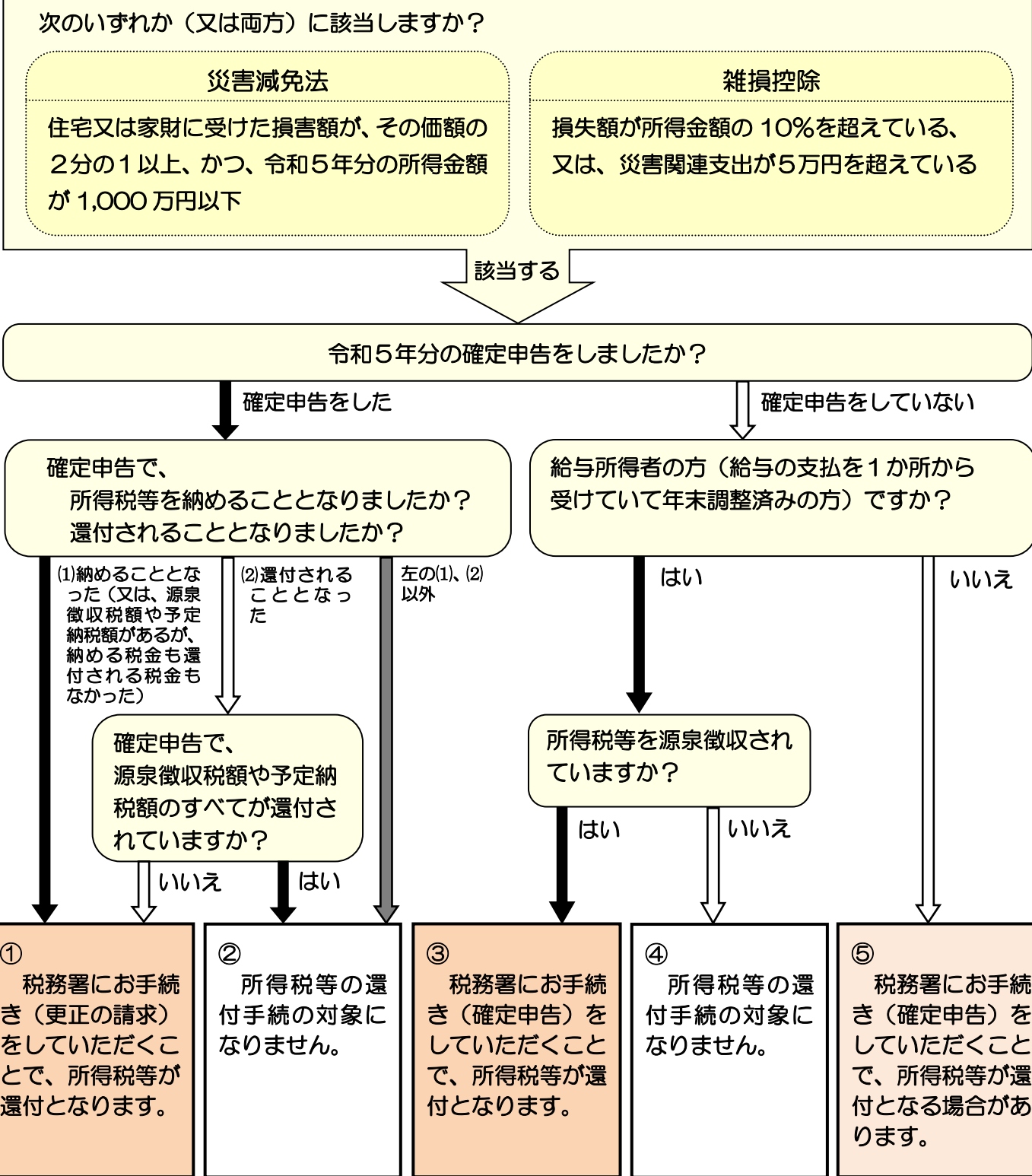
種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 (総排気量660cc 以下のもの)	6年	0.166

このリーフレットの内容などに関して、ご質問・ご不明な点がございましたら、税務署にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

※ このリーフレットのほか、『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』所01もご参照ください。

令和5年分の所得税等の還付に関する判定表

令和6年能登半島地震により、ご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方は、災害減免法又は雑損控除の適用により、令和5年分の源泉徴収された所得税等や納付した所得税等の還付を受けられる場合があります。この判定表で還付の対象となるかどうかをご確認ください。



(注) 令和6年能登半島地震により住宅や家財などに被害を受けた方は、令和5年分の還付手続きの対象とならない方も、令和6年分の所得税等の軽減等を受けられる場合があります。

所得税等の還付に関するお手続きについて、詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ (譲渡所得関係)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震により被災された方については、譲渡所得に関し、次のような税制上の措置があります。

このほか、『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ(所得税及び復興特別所得税関係)』
所01もご参照ください。

1. 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等

《特例の概要》

次に掲げる土地等が次に定める事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構(土地開発公社を含みます。)に買い取られ、対価を取得する場合において、「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」(措法33)又は「収用交換等の場合の5,000万円特別控除」(措法33の4)の適用を受けることができます。

- ① 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等 公共施設の整備改善に関する事業
- ② 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が住宅被災市町村の区域において施行する第二種市街地再開事業の施行区域内にある土地等 その第二種市街地再開事業

《特例を受けるための手続》

この措置の適用を受けるためには、この特例の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この特例の適用を受けようとする旨を記載するとともに、国土交通大臣(都道府県知事)の一定の事項を証する書類等を添付する必要があります。ただし、「収用交換等の場合の5,000万円特別控除」の適用を受ける方については、この特例の適用があった場合においてその年分の確定申告書を提出する必要がないときには、この手続をする必要はありません。

2. 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

《特例の概要》

その有する土地等で被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、その土地等に係る換地処分により、代替住宅等を取得したときは、取得価額の引継ぎ等により課税を繰り延べる等の措置の適用を受けることができます(措法33の3)。

《特例を受けるための手続》

この措置の適用を受けるためには、この特例の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この特例の適用を受けようとする旨を記載するとともに、被災市街地復興土地区画整理事業の施行者から交付を受けた土地等に係る換地処分により代替住宅等を取得したことを証する書類その他一定の書類を添付する必要があります。

3. 買換資産等の取得期限等の延長に関する特例

特 例 の 概 要 <small>(注1)</small>	特 例 を 受 け る た め の 手 続
<p>確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するものとして「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」(措法31の2)の適用を受けた土地等の譲渡が、特定非常災害^(※)として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内に確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当することが困難となり、所轄税務署長の承認を受けた場合には、その予定期間を、その予定期間の末日から2年以内の日で所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日まで延長することができます。</p> <p><small>(※) 「特定非常災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図ること等が特に必要と認められるものが発生した場合に指定されるものをいいます(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律2①)。以下同じです。</small></p>	<p>① 確定優良住宅地造成等事業を行う事業者は、予定期間の末日の属する年の翌年1月15日までに、一定の事項を記載した「確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書【特定非常災害用】」に事業概要書等を添付して、所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>② 上記①による申請の後、所轄税務署長からその申請に係る「確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認通知書【特定非常災害用】」の送付を受けた場合は、事業者は事業用地を提供した方にその承認通知書の写しを交付する必要があります。</p> <p>③ 上記②により、事業者から承認通知書の写しの交付を受けた事業用地を提供した方は、その交付を受けた承認通知書の写しを納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> 
<p>「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」(措法33)の適用を受けた方が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、その代替資産の取得指定期間内に代替資産の取得をすることが困難となり、所轄税務署長の承認を受けた場合には、その取得指定期間を、その取得指定期間の末日から2年以内の日で所轄税務署長が認定した日まで延長することができます。</p>	<p>取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日(同日が、修正申告書の提出期限^(注2)後である場合には、その提出期限)までに、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」に、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により代替資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、所轄税務署長に提出する必要があります。</p>
<p>「交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」(措法33の2)の適用を受けた方が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、その代替資産の取得指定期間内に代替資産の取得をすることが困難となり、所轄税務署長の承認を受けた場合には、その取得指定期間を、その取得指定期間の末日から2年以内の日で所轄税務署長が認定した日まで延長することができます。</p>	<p>取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日(同日が、修正申告書の提出期限^(注2)後である場合には、その提出期限)までに、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」に、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により代替資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、所轄税務署長に提出する必要があります。</p>
<p>「特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例」(措法36の2)の適用を受けた方が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、譲渡をした日の属する年の翌年12月31日までに買換資産の取得をすることが困難となり、所轄税務署長の承認を受けた場合には、その取得期限を、その取得期限の属する年の翌々年12月31日とすることができます。</p>	<p>取得期限の属する年の翌年3月15日までに、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」に、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、所轄税務署長に提出する必要があります。</p>
<p>「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例」(措法37)の適用を受けた方が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、その買換資産の取得指定期間内に買換資産の取得をすることが困難となり、所轄税務署長の承認を受けた場合には、その取得指定期間を、その取得指定期間の末日から2年以内の日で所轄税務署長が認定した日まで延長することができます。</p>	<p>取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日(同日が、修正申告書の提出期限^(注2)後である場合には、その提出期限)までに、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」に、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、所轄税務署長に提出する必要があります。</p>
<p>「既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例」(措法37の5)の適用を受けた方が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、その買換資産の取得指定期間内に買換資産の取得をすることが困難となり、所轄税務署長の承認を受けた場合には、その取得指定期間を、その取得指定期間の末日から2年以内の日で所轄税務署長が認定した日まで延長することができます。</p>	<p>取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日(同日が、修正申告書の提出期限^(注2)後である場合には、その提出期限)までに、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」に、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、所轄税務署長に提出する必要があります。</p>
<p>「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」(措法41の5)の適用を受けた方が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、譲渡をした日の属する年の翌年12月31日までに買換資産の取得をすることが困難となり、所轄税務署長の承認を受けた場合には、その取得期限を、その取得期限の属する年の翌々年12月31日とすることができます。</p>	<p>取得期限の属する年の翌年3月15日までに、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」に、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、所轄税務署長に提出する必要があります。</p>

(注) 1 これらの特例は、予定期間等の末日が平成29年4月1日以後である買換資産等について適用されます。

2 取得指定期間内に代替資産(買換資産)を取得しなかった場合には、その取得指定期間を経過した日から4月以内に修正申告書を提出しなければならないこととされています。

4. 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除

《特例の概要》

被災市街地復興推進地域内にある土地等が次に掲げる場合に該当することとなった場合には、「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」（措法34の2）の適用を受けることができます。

- ① 被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合
- ② 被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分によりその事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合

《特例を受けるための手続》

この措置の適用を受けるためには、この特例の適用があるものとした場合においてもその年分の確定申告書を提出しなければならない方については、この特例の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この特例の適用を受けようとする旨を記載するとともに、その買取りをする者から交付を受けた土地等の買取りをしたことを証する書類その他一定の書類を添付する必要があります。

5. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

《特例の概要》

その有する土地等で所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合において、その譲渡が土地開発公社に対する次に掲げる土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構の施行するそれぞれ次に定める事業の用に供されるものであるときは、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」（措法31の2）の適用を受けることができます。

- ① 被災市街地復興推進地域内にある土地等 被災市街地復興土地区画整理事業
- ② 住宅被災市町村の区域内にある土地等 第二種市街地再開発事業

《特例を受けるための手続》

この措置の適用を受けるためには、この特例の適用を受けようとする年分の確定申告書に、土地開発公社の被災市街地復興土地区画整理事業又は第二種市街地再開発事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類を添付する必要があります。

お手続きのサポートのご案内

☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

なお、状況が落ち着き次第、お手続きに必要な書類等を準備の上、ご相談いただくとスムーズですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、ご相談に当たっては、国税庁ホームページの各税務署の所在地や開庁時間、相談の申込方法などをあらかじめご確認くださいませようお願いします。

☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、令和6年能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、令和6年能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

税務署の情報はこちら
でご確認ください

